

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名:

長野県

農業委員会名:

松本市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)

※「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和3年8月9日

任期満了年月日 令和6年8月8日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	26	26
認定農業者	—	16
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	18	18	10

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	6,185
農業経営体数	3,168

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	4,246
女性	1,884
40代以下	475

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	540
基本構想水準到達者	85
認定新規就農者	18
農業参入法人	32
集落営農経営	8
特定農業団体	5
集落営農組織	3

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,480	2,680	-	-	-	7,150

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)／(A)	
	7,150	ha	4,053	ha	56.7	%
課題	1 地域の情報が集まるJAとの連携強化 2 地域計画(人・農地プラン)に基づき、アンケートや相談活動の強化による最新の意向把握と、地域全体で農地の貸借調整を進める仕組みの確立 3 所有者不在農地等の集積に向けた委員と事務局の連携 4 活用可能な補助事業等の検討					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和10	年度	集積率	60	%
今年度の新規集積面積	39	ha	農地面積(C)	7,150	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	4,092	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	57.2	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	51	ha	農地面積(F)	7,130	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	4,103.2	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	57.5	%
目標に対する達成状況(H)／(E)	100.6	%			

農業委員会の点検結果	JA等と連携し担い手への農地集積をした結果、50haを新規集積できた。
------------	-------------------------------------

※1 今年度の新規集積面積

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	
		うち黄区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	124.3	44.7	79.6
	ha	ha	ha
	1 地域計画(人・農地プラン)に基づき、耕作できなくなった農地を担い手に確実に引継ぎ、地域全体で遊休化を未然に防止する仕組みづくり 2 狭小、変形等の担い手利用に向かない農地は、定年就農者、移住就農者、半農半X等の兼業農家、菜園愛好者等への貸し出しを促進する等の情報発信の強化 3 中山間地域における振興作物の選定や粗放的な農地利用を含めた持続可能な施策の検討 4 森林化等により耕作の再開が困難な農地の見極めと非農地判断の確実な実施		

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	31.4	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	6.3	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.0	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	耕地課(市)、JA、農地バンク等の関係機関から情報収集を行い、各地域の基盤整備事業の予定を確認のうえ、年度内に工程表を策定する。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	36.1	ha
---------------------------	------	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	2.0	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	31.6	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	-
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	5.3	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和5年7月～8月		令和5年9月～10月	
	1号遊休農地の面積	104.0 ha	うち緑区分の遊休農地	42.0 ha
			うち黄区分の遊休農地	62.0 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和5年11月		令和5年12月～令和6年1月	

農業委員会の点検結果	地区毎及び委員各自で農地パトロールを行い、遊休農地の発生防止と委員自ら解消を図った。
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者
	36 経営体	31 経営体	26 経営体
	9.1 ha	6.9 ha	5.9 ha
課題	1 委員と事務局が連絡を密にして耕作を希望する者にきめ細かな情報を提供できる窓口体制の構築 2 庁内の連携による移住希望者に向けた農地や住まい等の一元的な情報提供 3 地域で利用されていない農地、農機具、施設及び空き家等に関する情報の積極的な掘り起こし 4 新規参入後の営農や生活に関し、定期的に声をかけるなどの支援の継続		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
	492.0 ha	581.0 ha	571.0 ha	548.0 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	54.8 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		13.4	ha
公表URL	https://www.city.matsumoto.nagano.jp	(その他の公表方法)	松本市農業委員会だより
目標に対する達成状況(B)/(A)		24.5	%
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数	52 経営体
		取得農地面積	28.3 ha

農業委員会の点検結果	新規参入希望者に対して農地のあっせん、農地の現地案内や相談対応を行った。
------------	--------------------------------------

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	25 人
		農地利用最適化推進委員の人数	18 人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
10月	新規参入の促進	<新規就農者声掛け運動> 新規就農者に声を掛け、現在の営農状況や農政に対する声を聴く。
11月	遊休農地の解消	<遊休農地解消活動> 耕作条件が比較的良好な遊休農地の次年度からの耕作再開に向けて、土地所有者の意向を確認し、担い手等への貸借を促進する。
1月	農地の集積	<農地集積活動> 次期作に向けて地域の会議に積極的に参画し、JA等の事務局と協力して集積・集約化に向けた調整活動を行う。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	2 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
10月	新規参入の促進	<新規就農者声掛け運動> 新規就農者に声を掛け、現在の営農状況や農政に対する声を聴いた。
1月	農地の集積	<農地集積活動> 次期作に向けて地域の会議に積極的に参画し、JA等の事務局と協力して集積・集約化に向けた調整活動を行った。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	1月	相談会名	新・農業人フェア
参加者数	1人	開催場所	東京都
相談会の内容	就農希望者を対象とする各種支援制度の案内や相談対応など		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和5年7月23日	相談会名	山辺ぶどう現地視察会
参加者数	3人	開催場所	松本市山辺地区
相談会の内容	農業委員が新規就農者向けの現地視察会を企画し、新規就農希望者15名が参加した。山辺ぶどう集荷場の見学、ぶどう圃場(5か所)の見学、新規就農者支援施策の案内や住宅事情などの相談対応を行った。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	
目標に対して期待どおりの結果が得られた	3
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	40

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名：長野県
 農業委員会名：松本市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		89	件	うち許可	89	件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	45	日	処理期間(平均)	30	日
	総会開催日の公表	公表している		申請書締切日の公表	公表している			

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定						
		・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任						
		・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任						
1年間の処理件数	110	件	うち許可相当	110	件	うち不許可相当	0	件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	25	日	処理期間(平均)	20	日	

Ⅱの1の(1)の①の
管内の農地面積(A)と一致

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積	
	7,150	ha	10.4
違反転用解消のために実施した活動内容	6~7月 各ブロック会議において本年度の実施方針を確認 7~8月 利用状況調査により違反転用の現況及び新規案件の把握 12月 定例総会において違反転用の状況報告及び指導方針の確認 1月 新規案件及び再指導が必要と判断した案件の是正指導(事情聴取) 2月 是正通知の発送(直接指導が困難な案件等)		
実 績	違反転用解消面積	0.7	ha

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入